

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	保健福祉課	検索番号	6-10
法令名	生活保護法	根拠条項	55の5-1	
許認可等	進学準備給付金の支給			
(根拠規定)				
<p>生活保護法第55条の5第1項 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある)被保護者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。)であつて教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの(次条において「特定教育訓練施設」という。)に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学準備給付金を支給する。</p>				
(許認可等の基準)				
<p>進学準備給付金の支給にあたっては、次の基準により行う。</p> <ul style="list-style-type: none">生活保護法施行規則 (昭和25年5月20日厚生省令第21号) 第18条の7 厚生労働省令で定める対象者 第18条の8 厚生労働省令で定める教育訓練施設 第18条の10 厚生労働省令で定める算定方法生活保護法による進学準備給付金の支給について (平成30年6月8日付け社援発0608第6号厚生労働省社会・援護局長通知)生活保護法による進学準備給付金の取扱いについて (平成30年6月8日付け社援発0608第2号厚生労働省社会・援護局保護課長)				
(その他)				